

必要医師数実態調査に関するQ & A（厚生労働省近畿厚生局とりまとめ）

※内容についてのお問い合わせは奈良県医師・看護師確保対策室まで（0742-27-8644（直通））

	質問・意見	回答
＜（全調査共通） 診療科の区分＞		
1	新生児科（主にNICUに勤務）は、何科に記載すればいいか。	主にNICUに勤務して新生児の診療を行っているのであれば、小児科と考える。 ただし、貴施設の判断で「4 現員医師数の主たる診療科」の中からより実態に近いものがあれば、他の診療科に区分しても良い。
＜（現員医師数調査） 非常勤医の勤務日数・時間数＞		
2	週あたりの勤務時間が分単位までとなる場合、小数点での入力で良いのか？	端数が生じる場合は、小数点第一位まで記載して下さい。 また、小数点第二位以下は四捨五入して下さい。
3	勤務日数については、記入例では2週間に一回の場合は週当たり4時間と記載することになっている。 しかしながら、病院によっては勤務態勢が不確定で、月に一度の勤務となる場合や週に何回かの勤務となる場合もある。どの月を基準にして週当たりの勤務日数を考えれば良いのか？ （6月1日現在の調査なので6月の勤務実態を基準とするのか？）	病院が医師に勤務条件を示して、労働契約を締結していると思いますが、不確定の勤務態勢ということであれば、調査日が属する6月の勤務実態を基準として算出して下さい。
4	非常勤医師に当直を依頼し、週1回、夕方から翌日朝までの勤務だが、この場合には「週あたり勤務日数1日、週あたり勤務時間16時間」と回答して差し支えないか。 （当直時間数はそのまま勤務時間数としてカウントするのか？）	差し支えない （当直時間数に1／2を乗ずる換算など行わず、実勤務時間数を計上）

	質問・意見	回答
5	<p>非常勤医の雇用について、定期的な曜日、時間はあらかじめ決めず、診療実態に応じて、勤務してもらっている。 (例) 1週目に1日、3週目に1日 等 この場合、1か月を4週として、週あたり勤務日数・週あたり勤務時間を算出して差し支えないか。</p>	<p>差し支えない ※週1回未満の勤務の場合→1か月を4週として算出 【例】1ヶ月に1回のみ、4時間勤務の場合 ①週あたり延べ勤務日数 : 1日 ②週あたり延べ勤務時間数 : 1時間 (4時間×1 / 4 = 1時間)</p>
6	<p>非常勤医師に当直を依頼しているが、定期的な曜日・時間は決まっていない。 準夜帯のみであったり、夕方から翌日朝までであったり、実態は細切れのような勤務をしてもらっている。 この場合、週あたり勤務日数・時間をどのように回答すればいいか。</p>	<p>1か月を4週として、週あたり勤務日数・週あたり勤務時間を算出してください。</p>
<p>< (現員医師数調査) 長期休暇中の医師について ></p>		
7	<p>出産休暇、育児休暇、病気休暇の職員について、現員医師としての記載は必要か否か。</p>	<p>代替の(非常勤医)が必要となる程度の長期的な休暇を取得し、かつ6月1日現在で診療を行っていない医師は現員医師として計上しません。</p>
<p>< (現員医師数調査) 短時間正規雇用医師 ></p>		
8	<p>正規雇用医師が、育児等の理由から、一時的に短時間正規雇用制度(育休制度など)を利用している場合には、調査基準日(6月1日)現在の状況で「短時間正規雇用」として計上することになるのか。</p>	<p>Q & A、短時間正規雇用の定義にもありますとおり、調査日現在に給与処遇等が正規雇用職員の換算方法と同様の勤務形態であれば、「短時間正規雇用」に計上してください。</p>
<p>< その他 ></p>		
9	<p>当調査は、診療所や歯科医院は対象外であるが、歯科の病院で麻酔科医が勤務している施設がある。 この場合は、必要医師数実態調査の対象になるのか。</p>	<p>医科の診療報酬を算定している場合は調査対象とし、歯科の診療報酬を算定している場合は調査対象外してください。</p>
10	<p>調査対象は、『分娩取扱い診療所』とされていますが、この定義は。</p>	<p>調査日時点において、分娩を取扱っている診療所である。 標榜診療科として産婦人科や産科を標榜していても分娩を取扱っていない診療所は対象となりません。</p>